

平成26年6月24日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

### 福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について  
(2) 閉会中の所管事務等の調査について  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 6月24日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。  
所管事務調査については、井口小学校建設事業について、中学校の学区再編について、第6期介護保険事業計画について質疑を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、堀之内小学校調理場及び堀之内放課後児童クラブ改築工事について、ひかり保育園の統合について、教育委員会制度改革について執行部から報告を受け、質疑を行った。

# 福祉文教委員会会議録

## 1 審査事件

- (1) 請願第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書
- (2) 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (3) 議案第51号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第52号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について
- (5) 議案第57号 魚沼市斎場建築工事請負契約の締結について
- (6) 議案第58号 魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の締結について
- (7) 議案第59号 魚沼市斎場火葬炉設備工事請負契約の締結について

## 2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
  - ・井口小学校建設事業について
  - ・中学校の学区再編について
  - ・第6期介護保険事業計画について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他

3 日 時 平成26年6月24日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、  
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、星教育長、青木福祉課長、金澤健康課長、真島環境課長、  
森山教育次長、山田介護福祉室長、椿環境対策室長、小林学校教育課長、  
高橋子ども課長

8 書 記 小幡議会事務局長、関主任

9 経 過

開 会 (9:59)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。こ

れから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

### (1) 請願第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書

関矢委員長 日程第1、請願第2号、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります佐藤敏雄議員に説明を求めます。

佐藤議員 請願第2号について説明をいたします。請願者は、新潟市港南区の一般社団法人新潟県聴覚障害者協会会長、石川涉さんです。請願趣旨ですが、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を求める意見書を採択いただき、政府関係機関等に提出をお願いしたいということです。理由につきましては、手話は言葉を聞くことのできない、話せない方々が聞こえる、話せる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段です。聞こえない子どもたちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると思います。委員の皆様方からご理解いただき、賛同していただくようお願い申し上げます。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

大平委員 趣旨はわかりましたけれども、実際に手話言語法の動きをしているのはどこの自治体か、わかりましたらお願いします。

佐藤議員 正確にはわかりませんが、全国の自治体、また、新潟県内でも数多くの自治体に同じような請願があると思います。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。佐藤議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件につきまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第2号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 (意見書(案)朗読)

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

## (2) 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

関矢委員長 日程第2、請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 請願書について説明させていただきます。30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願であります。請願代表者については、新潟県教職員組合小千谷北魚沼支部執行委員長の櫻井太実、書記長の佐野完の2名になっております。請願趣旨、理由ですが、お手元に配付されている請願書に詳しく記載されておりますので、私のほうからは1点だけ、新潟県は小学校3年生、4年生、5年生、中学1年生で35人以下学級を導入しています。魚沼市にあっては少子化が進んで、学級編制は35人以下というクラスも多くあるような実態になっております。そういう中で、下限が25人という条件つきのために、例えば49人の学年ですと下限が25人ということで35人以下のクラスができないということが出てきます。したがって、全部の学年で30人以下学級の実現と、国庫負担割合が2006年度から3分の1に引き下げられているため国の負担を2分の1に戻していただきたいという内容です。皆さんからご審議いただき、採択されますようお願いして趣旨説明といたします。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

大平委員 毎年出されている請願だと思えますけれども、同様の趣旨、特に30人以下学級についてはニュースやチラシ等で承知しているんですけど、義務教育費国庫負担制度2分の1復元については、請願として採択されたり意見書として提出されたりする自治体は県内でどのくらいになっているのか、わかりましたらお願いします。

高野議員 2012年度ですが、三条市、新発田市、聖籠町、五泉市、阿賀町、小千谷市、魚沼市、十日町市、南魚沼市、湯沢町、上越市、糸魚川市、村上市、関川村、佐渡市が採択しております。

森島委員 これは毎年出てきて魚沼市議会も採択しているわけでありまして。当然請願が出されれば受け付けますけれども、毎年紹介することをどのように考えていられますか。

高野議員 先ほども少し触れましたけれども、新潟県では2001年度から小学校1、2年生において県独自で32人以下学級を導入しました。昨年度からは3年生が35人以下学級に拡充されて、今年度からは小学校4年生、5年生、中学1年生に導入されたという実績がございます。その分、県の財政に影響はありますが、30人学級の実現に一步一步進んでいるのではないかと思います。全国的な状況についても同じような傾向ではないかと感じております。請願があれば、進んで議会にも行政にも働きかけたいと思います。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第3号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異

議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 (意見書(案)朗読)

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

### (3) 議案第51号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

関矢委員長 日程第3、議案第51号、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

金澤健康課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 この条例がかわることによって、魚沼市の中の皆さん方に何か影響があり、メリットなりデメリットなりというようなことはございますか。

金澤健康課長 市民の中に上場株式等を取引されている方には若干の影響があるかもしれませんが、一般の方にはあまり影響はありません。

渡辺委員 市としては、魚沼市の被保険者の中でそういった方がどのくらいいらっしゃるというようなことは把握していらっしゃいますか。

金澤健康課長 大変申し訳ございませんが、把握しておりません。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第51号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第51号、魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (4) 議案第52号 魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正について

関矢委員長 日程第4、議案第52号、魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長 ありません。

関矢委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第52号、魚沼市精神障害者医療費助成条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

- (5) 議案第57号 魚沼市斎場建築工事請負契約の締結について
- (6) 議案第58号 魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の締結について
- (7) 議案第59号 魚沼市斎場火葬炉設備工事請負契約の締結について

関矢委員長 日程第5、議案第57号、魚沼市斎場建築工事請負契約の締結についてから、日程第7、議案第59号、魚沼市斎場火葬炉設備工事請負契約の締結についてまでの3議案を一括議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

真島環境課長 先回の本会議で資料を提出してほしいというお話がありましたので、きょう斎場建設工事契約一覧ということで5件の工事について資料をお配りしました。2枚目は、議案第59号、火葬炉の関係であります。プロポーザル方式で行ったため審査員が採点した集計表となっております。これを資料として提出いたします。

関矢委員長 これから質疑を行います。

森島委員 議案第57号について伺います。参考資料のナンバー2、これについては再入札も不調、3ページの見積もりも再見積もりということで、最後には予定価格と同額で決定をされたわけではありますが、予定価格がこれだけ入札をし、再入札をし、そして見積もりも1回目ではだめで再見積もりをして決定されたということですのでけれども、予定価格が低く設定をされてこういう結果になったのか、担当課としてはどのような考えでしょうか。

真島環境課長 今回は最初一般競争入札で、落札者がいなかったということで随意契約の協議ということになったわけではありますが、設計額そのものについては、それぞれ入札に参加した方々から内訳書等を徴収しております。それを見る限りにおいては、妥当なものかなというふうに考えております。ただ、現実問題としまして落札者がいなかったということでもあります。今お話のあったように予定価格がどうだったかということになるかと思いますが、4億円程度の工事ということになります。それぞれ業者さんがそれなりに考えて入札書を提出していますので、それについてはどうこうという部分ではありませんけれども、4億1,000万円からの入札ということになっております。4億円程度の工事の中で1,000万円が多いのか少ないのかという部分もあろうかと思いますが、見積もりをした中でこういう結果になってしまったということですので、これを尊重していきたいと考えております。

森島委員 全体のことについて伺いますが、総事業費についてであります。当初は12億円ということで委員会あるいは議会でお話があったかと思えます。その後、物価の高騰、アベノミクスあるいはオリンピック等で資材や人件費の高騰ということで、当初より1.2倍程度上がるということであります。28年度まで含めると現在では15億7,000万円余りの総事業費だと聞いておりますが、これでよいか伺います。

真島環境課長 2月3日の本委員会において資料を提出したところでありまして。それに基づきますと、概算で15億2,400万円程度になるということでありまして。当初、基本計画の中では12億5,000万円ですので、2億7,400万円程度の増額ということでご説明させていただいたところでありまして、今現在もそれで進んでおります。

森島委員 今後、アクセス道路を含めて斎場にかかる総事業費は、全体で概算どのくらいになりますか。

真島環境課長 アクセス道路については、約6,000万円程度を見込んでおります。これは正

式に設計書ができているわけではございませんが、これで全てできるのではないかなと思っておりますが、この15億2,400万円程度の中には入っておりません。

森島委員 確認ですが、総事業費はいくらになりますか。

真島環境課長 今後予定されている部分については、工事に入りますと施工監理等があります。これは、3,900万円程度になるかと考えておりますし、あと用地買収が若干残っております。これが数百万円ですが、これは事業費の中に入っております。

遠藤委員 以前の説明ですと、地中の支持杭の関係の設計ミスがあって増額になったということがありましたが、今回そういったことで工事費が上がっている中でも、なかなか地元の業者も落とせないような、不調に続く再入札の中で随意契約ということではありますが、やはり予算的に厳しい中でもやっていただけるということではありますが、やってみただけでも途中で補正あるいは専決処分等で工事費が増すような感じはありますか。

真島環境課長 現在予定されている工事の中では、いわゆる工事そのものの変更契約というのは、やっぱり出てくるのかなというふうには思っております。全く同じということではないかなと思っておりますが、ただ、予算措置の中では請け差も出てくることを考えておりますので、その中で吸収しきれるとは思っております。

遠藤委員 施工監理費が3,900万円別立てということではありますが、これは本体工事にかかる施工監理費ということによろしいですか。

真島環境課長 そのとおりであります。

遠藤委員 それでは、今回本体工事を落札された企業体の4億3,200万円の中に工事を監理していく上での3,900万が別にかかるということによろしいですか。

真島環境課長 工事の施工監理については、設計業者等になると思いますが別途発注することになります。

大平委員 今ほど森島委員から総事業費が当初の見積もりより大分ふえていることについて、当初の見積もりよりはそんなに年数が経っていない割にはふえている、その大きな理由は何かお伺いします。

真島環境課長 やはり建築工事費が多くなっています。具体的には、消費税が3%アップしたことが第一にありますし、先ほどもお話がありましたけれども地盤調査をした結果、基礎杭の関係を追加しなければならなかったということ、それから積雪荷重も多めに設計し直したという部分が大きな増額要因です。

大平委員 消費税や積雪なんかは、初めての設計でもないし事業でもないと思うので、ある程度予測がついていたはずですよ。それで費用が上がりましたという説明で市民の方は納得するのかなという部分があると思います。お金については市民もシビアだと思いますので、市民が納得を得られるのか、もっと慎重かつさまざまな業者あるいは専門家等の話も十分精査した上で見積もりを出すべきではないかと思えます。とにかく公共施設、公共事業というのは、当初予算より大幅に増額するのが当たり前というのが見受けられると思うんですけども、当初予算でちゃんと見積もった額がきちんとその枠の中で収めると、はみ出た分についてはちゃんと市民に説明して納得できるものとして本当に最後まで考えたのか、やはりそこが問われているんじゃないかというのが私の意見です。今の説明では今後増額される分については納得を得られないと思うんですけども、そこら辺の課長の判断あるいは考えはどうでしょうか。

真島環境課長 今後の総事業費になるかと思えます。2月の委員会の中で15億2,400万円というお話をさせていただきましたが、斎場の関係については、私としては工事を発注したという部分である程度目途がついたかなというふうに思っておりますので、この事業費の中で終了すると考えております。

大平委員 やはり市民からしますと本当にそうなんですかと言われても、いやそうですと当局は確信を持ってやりますということでないで市民の理解は得られない。そういう意識を持って今後やっていただきたいし、安易にこうだから増額しますという理由は、今後も公共事業あるいは公共施設もありますが、慎重の上にも慎重を重ねないと進めてはならないんじゃないかなという意識を持っているので、再度考えを聞かせてください。

真島環境課長 私どもとしては、この15億2,400万円程度で最終的には終わると思っておりますし、ただ、今回基本計画の中で12億5,000万円という数字を出させていただきましたけれども、これについては具体的な実施設計等が全くされておらず、基本計画という中では大ざっぱになってしまうのかなという部分もありますので、それをつくる段階においてある程度精査が必要ということは考えております。なるべく実際に近い数値でお示しできるよう努力をしたいと思っております。

森島委員 市長にお伺いしますが、私はこの事業は本当に必要だと思っております。その中で、これだけの費用が増額されているということで、先般見附市では大型事業の見直しをするという新聞報道がありました。そこで、これから始める井口小学校、すもんこども園あるいは新庁舎の問題等、公共事業が目白押しであります。当初計画よりトータルすると恐らくいくつかの事業を合わせると10億以上は多くなるんだろうと思っております。結果としてどうなるかはわかりませんが、そういう中で、この斎場の中でペット霊園等を先延ばしできる事業、要するにちょっとストップをかける考え方はないのか、この辺について市長にお伺いします。

大平市長 突然先延ばしする考えはないかということでもありますけれども、今までの計画どおりにスケジュールを進めていきたいと思っております。先延ばしするところでは、高くなるからということなんでしょうか。委員の質問の内容がよくわからないので教えてくださいたいと思います。

森島委員 これだけ当初計画より事業費がどんどん上がっていくということで財政的に厳しくなるのではないかと、そういう部分で一步止まって考えてみたらどうだろうかという質疑であります。

大平市長 財政的に厳しいということですが、今現在財政健全化をやっておりますが、新しい投資については、合併特例債が延長できることもありますので、そこはしっかりと5年間の延長を見据えた中で事業を進めていかなければならないと思っております。それ以上に時間がかかりますと、今度はこれから必要なものを建てるのが難しい状況がかえってあるかもしれませんので、そこは財政としっかりと相談しながら見合った規模での建設計画を立てていきたいと思っております。

遠藤委員 施工監理については、この企業体と新たに契約を結ぶということでしょうか。

真島環境課長 別の、基本的には設計をした業者と考えております。

森島委員 議案第59号について質疑をします。これは、先般のお話ですとプロポーザル方式ということでありました。この方式が悪いということではありませんけれども、これはプ



ロポーザルですので設計者を決めるということですのでけれども、コンペ方式にしなかったことについてまずお伺いします。

真島環境課長 斎場の火葬炉は、基本的には受注生産になります。炉が決まらなると建物の設計も決まらなるといふ部分もありまして、そういう中で技術提案型という方式を採用させていただいたところでもあります。プロポーザルによって納入業者を選定するということ、プロポーザル方式を採用させていただきました。

森島委員 選定する際に、魚沼市は工事の一般入札については要綱があろうかと思うんですけども、プロポーザル方式についても要綱などがありますか。

真島環境課長 魚沼市斎場火葬炉設備技術提案選定委員会設置要綱を定めて、それに基づいてやっております。

森島委員 選定委員については、先般の議会の中では7名のうち1名が欠席で、6名で行い、こういう結果になったとのこと。その6名のうち職員以外の方がおられるのか。庁内の職員だけで構成しているのかお伺いします。

真島環境課長 全部で7名お願いしましたが、そのうち市の職員が1人欠席で、6名のうち2名が市の職員以外の方をお願いしたということでもあります。

森島委員 予定価格については、プロポーザル方式ですのでそういうことであれば致し方ない部分もあろうかと思うんですけども、この予定価格は富士建設工業株式会社が決めていると思います。その点はいかがですか。

真島環境課長 予定価格についてであります。プロポーザルにおいてそれぞれ今回議案に上がってきた部分の見積もりを各社からいただいております。その中で、プロポーザルの場合は金額だけを捉えて判断するものではないということ、業者選定が行われたということでもあります。今回の場合は、先ほどお話がありましたけれども、アベノミクスあるいは東京五輪関係で資材あるいは労務単価が相当上がっております。そんな関係で、今回の予定価格設定については、当然富士建設工業からの見積もりを徴収して決定をするわけですが、そのほかに昨年参加していただいた2つの業者からも今現在の価格について見積書をいただいて、それとの比較を行い、大体両者ともに15から18%くらいの金額増を見込んでいました。そんなことも参考にして今回の予定価格を設定させていただきました。

森島委員 随意契約は見積もりで予定価格を決めているということですのでけれども、随意契約の業者が札を入れて見積もりを持って、それで予定価格を決めるということですので、その業者によっていくらかでも予定価格を上げられる、あるいは下げられるということになろうと思うんですよ、本当のところ。そうすると、予定価格をずっと上げていて自分の好きな金額にできるわけですね。その辺について公平性が欠けているのではないかと私は思うんですけども、どのように考えておられますか。

真島環境課長 確かに委員おっしゃるとおり、随意契約となりますとそういう点が懸念されると思います。ただし、今回の場合については、ほかの2社からも見積書をいただいて金額を見ながら設定させていただいたということでもありますので、そういった例えば高い価格での設定とは考えておりません。

大平委員 これから建設にかかわる検討委員会等を設けるのか、それとも設計屋に任せてそのまま工事に入るのか、地元の関係業界の意見が反映された設計になるのかお伺いします。

真島環境課長 特別な委員会を立ち上げることは考えておりません。ただ、今回の場合は範

囲が広いということ、それから入る業者がたくさんあるということで、工程会議等を行って工事に支障がないよう進めていきたいと考えております。

渡辺委員　この斎場の建て替えが出てきてからもう既に3年くらい経過していると思っております。当初、この計画が出てきたときから新潟市にも視察に行かせていただいたり、南魚沼市にも行かせていただいたりしました。その中で非常に他市の斎場は無駄な施設が多かったりとか有効に使われていないというところもありまして、魚沼市としましては大事な場所でありますので決して貧弱なものという意味ではございませんけれども、あまり必要のないような設備等をつくらなくてもいいのではないかということもありながらしてきたんですけれども、そのあたりの説明を、ここに今いらっしゃる方々は期がかわりましてなかなか厳しいかなっていうところもあるんですけれども、決めた年代というんですかね、当初の基本設計した年代と、それから先ほどのやっぱり住民の皆さん方がこれだけ大きな金額になってくると、どういう理由だったのかなということを知りたいと思いますので、できれば年代と社会情勢というのがわかれば少し説明していただければでしょうか。

真島環境課長　私どもとしては、昨年3月に基本計画書を作成しています。その前段としてアンケート調査を行ってきました。確かに大事業であります。住民の皆さんが利用するところであり、どの程度の規模が妥当なのかという部分もあろうかと思えます。今回私どもの計画では、炉の数は現状と同じ3基。それからアンケートでもありましたがペットを家族同様に考えている方がたくさんいらっしゃいますので、専用の施設も必要だろうということ。それから、霊園についても、宗派にとらわれずお墓がほしいという方がいらっしゃり、300程度整備したいという計画をしております。ただ、一度に全部整備するということではなく、需要に沿って整備するよう荒整地だけはしておいて、その年その年に利用者の状況を見ながら整備していくということです。その辺も含めて皆さんにご理解いただいていると思っております。

渡辺委員　昨年の3月に基本計画書ができたというお話でしたけれども、それ以前にも予算的に詰めてきたという経過があるということは、私は承知しております。そういったことも踏まえながら、決して工事費が多すぎるというふうには思わない状況をきちんと説明してもらったと私は思っておりますので、そこのところがまた住民の皆さんから言われたときにはしっかりと説明できるようにしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

真島環境課長　機会があるごとに工事の進捗状況等も含めながら周知を図っていききたいと考えております。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。お諮りします。議案第57号から議案第59号までを一括して討論を行いたいと思っております、これにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、一括討論を行うことに決定しました。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第57号、魚沼市斎場建築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第58号、魚沼市斎場外構等整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第59号、魚沼市斎場火葬炉設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:04)

再 開 (11:14)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

## (8) 所管事務調査について

### ・井口小学校建設事業について

関矢委員長 日程第8、所管事務調査についてを議題とします。最初に、井口小学校建設事業についてを議題とします。執行部から説明はありますか。

森山教育次長 前回の福祉文教委員会で、地域への説明の仕方について連合自治会長会議の判断にお任せするというお話をさせていただきました。5月16日に会議を開いていただき、その会議の中では面積変更の経緯や全体的な配置計画、県道の歩道改良要望などの説明をさせていただき、会議の中ではおおむね了解をいただいた形だったと思います。私どもが退席した後に、協議会のメンバーだけで地元説明会をどうするか協議をしていただきました。協議の結果は、湯之谷地区を3カ所に分けて説明会を開催してほしいとのことであります。対象地区についても、その会議の中で決めていただきました。説明会は、6月4日に井口小学校で開催し、16人の出席、同日下折立公民館でも開催し、8人の出席、翌5日には地域振興センターで17人の出席をいただいて開催したということでございます。各会場ともおおむねの理解をいただきましたが、2会場で買収未対象地の土地について、敷地の正形や面積との観点から買い上げをしたらどうかという案をいただきました。私どもとしては、学校用地の面積は十分あるという説明をさせていただいたんですが、1会場では納得していただかず、湯之谷地区連合自治会長会議協議会で市への買い上げ要望を上げるような提起がされたということでございます。この提起を受けて、きのうですが6月23日、その協議会が開催されました。当日は地元議員3名と私ども教育委員会がオブザーバー的に参加をさせていただきました。結果といたしましては、いろいろな意見が出されたんですが、協議会としては要望書を出さないという結論になりました。ただ、会議で出された意見を私どもも聞いているわけですので、そういった意見を踏まえて検討をもう一度してほしいというお話をいただいております。

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 きのう会があったわけですがけれども、どうも自治会の方々にきちんと伝わってい

なかったなという点があったので1点確認させていただきたいんですけども、3月の議会のときに議会が承認したのは土地の取得を承認したということでありまして。そして、説明のときに、基本的にこの土地を買わせていただいてこういう形で基本設計を考えているという話ではありましたが、そこについては議会の中でも基本設計の段階で地元要望があるならば買い足すなりのものでしたので、基本設計自体はまだあのままで決まっているわけではないというつもりでいたんですが、どうもそこにいた方々はもう決まったことのように発言があったものですから、もう1回確認させていただきますが、土地の取得は決まっておりますけれども、地元がそれなりの要望等が出てきたときには基本設計の中で考えていく余地があるということによろしいでしょうか。

森山教育次長　考え方の整理をさせていただきたいと思うんですが、連合自治会長会議の席上でもいろいろ意見が出た中で、最終的に会としての結論が出たわけではないんですが、今の学校用地の考え方と今地元の方が買ってほしいと言っている土地については別問題だと。今家が建っているところを買ってくださいという話は、学校の建設とは別の話なんだよという認識をされていたように思いました。私どもも当然そのとおりに思っております。今回は、あくまでも学校の用地としてこういう配置でいきたいと思いますがどうですかという説明をさせていただいたつもりです。きのうの会議の中でもまた用地をふやすとかという話で、前に戻るのか、位置もまた変えていいのかというような話をされている自治会長さんもいらしゃいました。私どもとしては、これで基本設計はいきたいと思っておりますがどうでしょうかというお話で伺ったという話をさせていただいたつもりであります。

渡辺委員　なので、連合自治会の方々の中に位置まで違うのかと言うくらい、もう基本設計が決まったように思われているような気がします。決まったのは土地の買収が決まったのであって、基本設計については、これから建設委員会等の中でまだどういうふうにしていくかについては、多少余地があると。全くもう決まってしまって、次じゃ実施設計に移りますという話ではないですねということを確認させてください。

森山教育次長　まだ実施設計に入っておらず基本設計の最中ですので当然変更は可能ですが、今までずっとお話をさせていただいたように、私どもとすれば段取りを踏んで順番どおり進めてきて、前回の委員会で地元の説明をしてくださいという意見があり、ついには私どもは自治会長会議で相談をさせてもらって、その決定に従いますというお話をさせていただいて基本設計について説明をして回ったということです。その中で、学校の基本設計部分については、おおむねご理解をいただいています。ただ、その近くの用地を買ってくれという話は別の話として上がったのは承知しております。

渡辺委員　6月4日の井口小学校の説明会の中に参加させていただいた折に、一番最初の用地選定委員会の委員長が出席されておりました。その委員長が、130掛ける90のグラウンドをつくってほしい、あるいはつくっていくというような話をしていた経緯があるが、出てきたものは130ないんだけど127掛ける68ということなんです。127については130に近いが、68のことについてはもう20メートルくらい、本来の選定委員会の中では議論があったのにどうだったのかというお話があった中で、今まで私たちがこの委員会で聞いてきたときには、用地を取得するのが難しかったからこの面積になりましたという説明だったのですが、6月4日の地元の方々のお話ですと、いや、そうではないと、売る意思もあるし、もう少し交渉するんだったら土地を持っている方たちはそのことを、売らないとは

言っていないという意見があった中で、そういう意見があった中でそうであるならば、最初の選定委員会の際の話に近い形になれるかどうかということで土地の取得を要望していこうではないかというふうになって、それで急遽昨日のを開いたと思っていますので、そのことについて、一緒にいた教育長がいらっしゃると思うんですけども、そういう経緯だったと思いますが、いかがでしょうか。（「委員長、動議」と呼ぶ者あり）

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：24）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：26）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。休憩前に遠藤委員から動議の発言がありましたので、これを許します。

遠藤委員　休憩の動議を提出します。

関矢委員長　ただいま、遠藤委員から休憩の動議が提出されました。この動議のとおり休憩とすることに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：28）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：41）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。（なし）これで質疑を終わります。本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

#### ・中学校の学区再編について

関矢委員長　次に、中学校の学区再編についてを議題とします。執行部から説明はありますか。

森山教育次長　3月3日の本委員会後の動きについてお話しさせていただきます。3月27日に入広瀬の地域審議会でも若干の質問が出てそれにお答えしました。その後は4月9日に守門地区、4月22日に入広瀬地区で新旧のPTA役員さんや学校関係者と意見交換を行いました。内容としては、保護者の方々の不安が大きい通学問題、統合のメリット、デメリット、他市等の事例といったことについて意見交換させていただきました。その中では、やっぱりどうしても通学時間の問題、少数教育のメリット等を理由に否定的な意見を出され

る方が多かったように思っています。その後、4月30日には広神地区で、5月9日には守門地区の区長会でそれぞれ説明させていただきました。守門地区の中では、今の協議に保護者だけでなく地域の方も一緒に入れるようにしてほしいという要望があり、PTAの会長さんと相談させていただき、結果として守門地区についてはPTAの役員さんと地域の役員さん一緒にこれからお話を進めていこうということになりました。5月28日には広神地区のPTA役員さんと意見交換をさせていただいて、そこでは、広神地区は広神中学校の校舎を使うということがあるのかどうかわかりませんが、良好な感触をいただきました。今後それぞれの地区の役員さん方とお話をさせていただいて、そろそろ個人の意見をいただくというよりは、メリット、デメリットをよく役員さんからわかっていただいた中でおおむねの地区の意見を集約していただく段階に入ってくるのかなというふうに思っていますので、そういう方向に向けて話をしていきたいと思っております。

関矢委員長　これから質疑を行います。

大平委員　広神地区は当初から意見交換の参加人数も地元の人たちの意識も非常に薄いと言われ続けてきたんですけれども、あれから8月以降今に至るまでどのように変化し、教育委員会としてどのように受け止めているのかお聞きします。

森山教育次長　今ほど申し上げましたように一番最後に話し合いを持ったのが5月28日です。それは役員さんですけれども、少なくとも役員になっていただいている方々は、当然今の学区再編の話は承知していただいている上でお話をさせていただいていますので、そういう意味では内容をご理解していただいていると思っております。

大平委員　役員さんというのは、どういう関係の役員さんでしょうか。

森山教育次長　保育園、小学校、中学校の会長さんです。

大平委員　地元の方の話は、どのような印象だったのか、そこもお伺いします。

森山教育次長　広神地区については、守門地区で地域の方と一緒にやるという話がありましたので、その件もお話しさせてもらったんですが、地域の方はまだ入れなくていいという話でありましたので、PTAの意向を尊重したいと思っております。

大平委員　入広瀬について4月下旬に意見交換会を開いたということで、何名の参加があって、それぞれ役員の方が集まったと思われませんが、対象の方と、先ほど意見の紹介があったのでそれ以外で把握している出された意見について紹介していただけますか。

森山教育次長　参加者は新旧役員ですので、それぞれ倍の人数になるということです。これも、幼稚園、小学校、中学校の三役さんくらいだったと思いますが、比較的大勢の人数でした。出された意見は、先ほど言ったのが中心で、中には私どもの受け止め方とすればある程度肯定的な部分もありました。

大平委員　私が少し小耳に挟んだのですが、市長が入広瀬のほうに行って意見交換の場を持ったという話を伺ったんですが、それについて紹介できることがありますか。

森山教育次長　市長が意見交換したということは承知しておりません。

大平委員　スクールバス等についての計画案が出されて今に至るわけですけれども、それぞれ懇談会が各地域で何回かずつ開かれていると思いますけれども、出された意見の中でたくさんあると思うんですが、アンケートの中にもそういう記述がありましたけれども、そのことについて教育委員会として何か今後、個人個人の意見はもうよしにして大体地域ごとのまとまった意見を伺うとおっしゃいましたので、焦点のスクールバス等について何か

お考えがあって、それをその場で説明するのかお伺いします。

森山教育次長 通学方法については、やはり一番関心が高くて今までも比較的丁寧に説明させていただいたつもりでした。でもやっぱり地元の方やPTAの皆さんにとっては説明が不足しているというお話もいただいております。役員さんとの話の中では、今後より具体的な形で話をさせていただいて、通学方法が部活動もあわせて見えるような形で、少なくとも役員さんには理解していただいて、それをほかの方に説明していただけるくらいの説明をしないとイケないのかなという気がしております。もう1つ、今までは対面式で大勢の参加者と私どもということになると、どうしても敵味方みたいなイメージで、なかなか理解しづらい部分があったのが現状でした。今度は役員さんと本当に膝をつき合わせてお互いに思っていることを遠慮なく話ができる場をつくっていきたいと思っております。

大平委員 その会合の持ち方について工夫はありますか。

森山教育次長 ワークショップという提案もいただいておりますが、私どもとすればそこまですりかかっても、今まで既に基礎の情報は共有しておりますので小グループで具体的な疑問を話し合えばいいかなと思っております。

大平委員 先ほど守門のことについて、地元の方も入れてということでしたが、恐らく区長さんと思われそうですが、そういう場の様子がわかりましたらお伺いします。

森山教育次長 区長会ときには私は行けなかったんですが、私どもは説明して、それで退場という形でした。その後、区長会の皆さんでお話をしたということです。

大平委員 3地区の連合会という形で地区の組織があるかわからないんですけれども、それぞれ代表となる区長や関係者等とこれまで何回か会合されたことがありますか。

森山教育次長 私どもの主催ではありません。

大平委員 その理由は何ですか。

森山教育次長 当時、市P連の会長さんが入広瀬の方で、その方を中心にやっていたので新たに私どもがまた同じメンバーを集めてやる必要もないと思っておりました。

大平委員 私が言っているのは、地元の3地区の区長さん方とお話をしたことがあるかどうかということです。

森山教育次長 そこはありませんが、前にもお話ししたとおり最初に地区の説明会を開催したときに、まずPTAのほうに話をしてほしいという話が出ましたので、ではPTAのほうから話をさせていただきますということで今の形になっています。

大平委員 これは教育長にお伺いしたいんですけれども、この前の委員会で夏くらいまでに何らかの形で示したいとおっしゃっていたと思います。繰り返しますけれども去年の8月から計画が提示されて、地元の説明に回り、地区によっては区長等ともつながりを持って、アンケートもとり、先ほど次長が言ったように個人の意見はそろそろ集約の場に入る、それぞれ地元の意見を伺う機会が設けられると私は考えているんですけれども、それに向かう前に今までの経過について総括的な形でお話をさせていただきたいと思っております。

星教育長 私も全ての場に出ているわけではありませんが、話を聞きますとまだ3地区そろって統合に向かってまとまるというのは難しいと思っております。ですので、まだまだ話し合いをしていく必要があると思っております。そうは言ってもどこかの時点で何らかの方向性を示さないと、予算を伴うものもいっぱい出てきますので、以前この委員会で8月末くらいまでに方向性を示したいと申し上げましたが、その考えに今はまだ変更はありませんけれ

ども、どういう形の方向性を示すことがいいのか非常に難しいと思っています。

大平委員 その原因はなぜだとお考えになりますか。

星教育長 やはり旧町村をまたいでの統合が県下でもまだ1つくらいしかないというふう  
に聞いています。その部分での敷居が高いのが1つと、こちらの説明不足もあるのかなと  
思っております。

大平委員 総括的な話は伺いましたが、教育長が先ほどおっしゃいました8月下旬までにと  
いうことでは、あまり時間がない中で今があると思いますが、意見をまとめるといつても  
なかなか地域ではまとまるどころとそうでないところといろいろあると思います。その辺、  
威圧的にならないように、ぜひ慎重な進め方、それからやっぱりおっしゃったように県下  
でもあまり例がない地区をまたいだ統合ですので、非常にいろいろ考えがあり、それぞれ  
培ってきた教育環境、文化、歴史があるわけですから、そういうことを丁寧にくみ取って  
いただきたい。少子化というのはこれからも続きます。推計人数でいえばこの地区も激  
減しています。対象地区の入広瀬、守門、広神ではありません。全部のところが増少  
に拍車がかかっております。そういう意味では避けて通れない問題だと私は思うんですけ  
ど、そうしたらではどうするかという話を、やはり教育委員会を中心として地元の、ある  
いは教育関係者、PTA、保護者等も含めて、改めて仕切り直しで教育環境をどう整える  
のか、学校づくりをどう整えるかという話を積み上げていく時期だと私は考えるんですけ  
れども、その辺について教育長の考えをお伺いします。

星教育長 一般論としてなら異論はないんですけど、今私どもが案を示した入広瀬、守門、  
広神中学校の3中学校の統合の問題については、私はそういう手法はちょっと無理かなと  
考えます。

大平委員 一般論とおっしゃいました。でも、やはり魚沼市としては避けて通れない問題だ  
と私は考えております。避けて通れない問題について、一般論として片付けるということ  
も少し私は意見が違う形で持っております。そういう中で、いろんな意見がある中でどう  
いう方向性を持たすのか。これは教育委員会のリーダーシップが問われていると思います。  
そういう意味で、井口小学校建設等教育関係の新たな事業や今回の学区再編、懸案事項が  
いろいろあると思います。その中で教育委員会の立場というのが非常に問われているんじ  
ゃないかなと私は思っています。一般論としてではなく本腰の議論が要るのではないかと  
思いますが、再度お伺いしますがどうでしょうか。

星教育長 先ほど威圧的にならないように住民と話し合いを進めていただきたいという質  
疑に答弁しておりませんでした。私もそのようにしたいと思います。その後の質疑につい  
ては、先ほどの答弁の繰り返しにならざるを得ないんですが、今私どもは3中学校の統合  
の問題を提起していますので、その方向性の結論を出す前に戦線を広げるつもりは今のと  
ころないので、そちらのほうにまず集中した上でと考えております。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本  
日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。しばらくの間、休憩  
とします。

休 憩 (12:00)



休憩中に懇談的に意見交換

再開（12：59）

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

### ・第6期介護保険事業計画について

関矢委員長 次に、第6期介護保険事業計画についてを議題とします。執行部から説明はありますか。

青木福祉課長 （資料「総人口・高齢化率（推計）高齢者人口・認定者数（推計）」により説明）

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 魚沼市の場合、75歳以上の後期高齢者の人数がマックスになるのは35年でよろしいですか。

青木福祉課長 そうです。

渡辺委員 そう考えたときには、ちょっとこの認定者数が違うような気がしますけれど。

青木福祉課長 75歳以上の後期高齢者が一番ピークになる時期は、平成47年、2035年の8,151人になります。

渡辺委員 それでは、今ほど65歳以上人口で認定率が19%と算出していますということなんですけれども、これは何年の時点でしょうか。

青木福祉課長 19%の認定率を使用したのは、緑色で塗りつぶしている平成38年から52年です。それ以外につきましては、国から示されているワークシート等を活用して算定した数値でございます。

渡辺委員 そうしますと、今のうちの認定率はどのくらいですか。

青木福祉課長 4月時点で18.6%です。

渡辺委員 この認定者数については、魚沼市については上昇傾向でしょうか。それとも過去5年くらいの間、どのように推移してますでしょうか。

青木福祉課長 緩やかに上昇しています。

渡辺委員 では、65歳以上の認定をざっくりとしていますけれども、5歳刻み等で認定者数というのは見ていませんでしょうか。

青木福祉課長 認定者数につきましては、国が介護保険事業に使いますワークシートで算出することになっていきますので、どのような仕組みになっているのかプログラムの中身はわかりませんが、国が示したシートで算出しております。

渡辺委員 そうすると、当市の現実とは合わない可能性があるということでしょうか。

青木福祉課長 国におきましては、毎月統計数値を報告しておりますのでそれらを入力した中で見える化システムという形で自治体に情報提供しています。ある程度当然それぞれの自治体に沿っている率になっていると考えております。

渡辺委員 私が把握しているというか、国の中で75歳以上の人口のマックスの時期というかと、要するに2025年に向けて今地域包括ケアシステムをつくりましようというのはなぜか

というと75歳以上がマックスになるからと。で、その次に2035年に向けて次の施策を考えていきたいと思いますというふうに言っているのですが、そうするとその時期というのは何が一番問題になるかという、国ではその時期に介護認定者数がマックスになるというふうに考えているんですが、魚沼市の場合はこの結果というのをどうお考えですか。

青木福祉課長 魚沼市の場合、先ほど申し上げましたが2025年に認定者数がピークになります。それ以降、高齢化率は上昇いたしますが認定者数は減少してくると。これにつきましては、魚沼市の高齢者の人口がそれより5年早い2020年から減少するということが国と違い、大きく影響してくるのかなと考えております。

渡辺委員 どう考えても75歳よりは80歳、85歳のほうが認定率上がってくると思うんですけど、その方たちがマックスが動いていくにもかかわらずこういう数字が出てくるというのがちょっと不思議だなと思うんですが、もう少し詳しく教えてください。

青木福祉課長 私どもこの数値を3係でそれぞれ分析しているところですので、きょうお答えすることはできません。

渡辺委員 今現在5歳刻みの認定者数というのはわかっていらっしゃると思いますがいかがですか。

青木福祉課長 今は資料がございませんのでわかりません。

渡辺委員 資料があれば5歳刻みでわかりますか。

青木福祉課長 5歳刻みで把握しているかわかりません。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13 : 12)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 13)

関矢委員長 休憩前に引き続き再開します。

渡辺委員 5歳刻みで集計がもしあれば、恐らく70歳から74歳の認定率と5歳刻みの認定率上がってきますので、そうするともう少し詳しい魚沼市の実態が見えてくると思うんですけど、そちらのほうの計算というのは今後検討していただきたいと思うんですけども、できますでしょうか。

青木福祉課長 今分析していると申し上げましたが、分析の中で必要ということになれば活用したいと思います。

渡辺委員 国のこの数字がどこまで、ちょっと私にはにわかにならぬように数字が出てきているのが不思議だなと思うところがございますので、魚沼市の実態に合った今の認定率、このままでいきますと本当にある意味、年々緩やかではあっても上がってきているというのが、2026年以降19%でずっと推移するということになりますので、そうするとかなりの努力をしないと、今は18.6なのを19%のままでいくということが少し無理があるのではないかという気がするのですが、もう少し検討していただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

青木福祉課長 今回の第6期の計画につきましては、当然6期の3年間で主になりますが、一応2025年、平成37年まで見据えた中での計画にすると定められておりますので、第9期が終わります平成38年までは細かいデータとして捉えてあるんですが、参考としてそれから5年刻みのデータを今回載せました。38年以降については、当然今回の計画や分析には入ってきませんので、今委員がおっしゃったことはなかなか難しい面もあると思います。それとつけ加えさせていただきますが、この認定率の表、平成38年以降は5年刻みの数字になっていますので、グラフとしては急に減ってきているように見えますが、実際は1年するとこれだけ急に減少するという事はないと思います。

渡辺委員 では、今きちんとした数字が見えるというところでありまして2025年の認定者数はどういう予定になっていますか。

青木福祉課長 この表にございますように2025年が認定者数のピークと予測しています。

渡辺委員 認定率はおいくつですか。

青木福祉課長 19.3%になります。

大平委員 認定率が18.6%とおっしゃいましたが、過去とそれからまた将来に分けて認定率は1つの目安になるんじゃないかと思うんですが、今までの認定率、他市町村と比較の対象になるかならないかわからないんですが、魚沼市の現状を見てどう今捉えているのか、少しわかりましたら教えてください。

青木福祉課長 他市と比較してございませぬので何とも言えないんですけども、先ほど申し上げました見える化システムで他の市町村の数値を確認することができると思います。そういった中で分析を活用したいと思います。

大平委員 これとは少し違うんですけど、医療・介護総合法が来年度から実施されます。それを受けてのこのグラフとの兼ね合いもあると思いますが、市町村の実施が要支援1、2と対象がふえるので、それが責任を持ってやれるかというの、市町村の事情だとかお聞きしましても大変厳しいという認識をしている方が多いと思います。魚沼市は今後高齢化率が40%を超える形になったときに、来年度から実際に制度が変わるということで、高齢化率が上がって認定率そのまま推移した上でさらに実施する介護事業の通所、訪問等を含めて非常に財政的にも厳しい直面にさらされるというふうに私は思っているんですけど、そういう面を含めて計画に載せるわけですが、その捉え方、今現状ではなくて来年度から制度が変わるという捉え方をここでお示しできることがありますか。

青木福祉課長 今委員からお話がありました市町村事務に移行する関係ですが、それについては29年までの3カ年の中で計画的に進めていくということで、これからの計画の立て方になってくようかと思っております。現在の予防かつ支援事業の部分は、介護総経費の中の3%が上限と言われてはいますが、その辺の枠についても国からガイドラインが示されていないというようなことがございますので、8月になるというような話も聞いているんですけど、そういったガイドラインや基本指針を見ながら、当然今まであったサービスが後退するようなことがあってはいけないと思いますので、その辺慎重に検討していきたいと思っております。

大平委員 厳しい事業運営をさせられると思いますので、そこら辺は十分精査した上で、市民の理解も含めてあまり拙速なことにならないように、もし変わるのであれば情報提供をお願いしたいと思いますがいかがですか。

青木福祉課長 変更があった都度報告したいと思っておりますし、今の支援事業につきましても、

私ども担当課の考えといたしましては、最終年の29年度から実施移行の予定でございますので、来年からすぐ入るということは現在考えておりません。

渡辺委員 このグラフの中を見ますと認定者数が2025年に一番多くなりますので、それに向けてこれからの10年間どういうふう to 施設の整備ですとか介護のあり方、国は在宅支援のほうに向かっていますので、特養の施設をどれだけふやすという数字と、それからサービス付き高齢者住宅をどうするかという数字がやっぱり盛り込まれていかなければいけないというふうに思っております。そういった意味の中で、この認定者の中で施設に入所されている方の数字というのはどの程度ありますか。

青木福祉課長 当然毎日のように数字は変わってきておりますが、それは担当課としてつかんでおりますが、今はわかりません。

渡辺委員 そういった数字がやっぱり、当然毎日違うことはわかりますけれども、月単位あるいは半年なり年単位でわかると思っておりますので、そうすると1年間の平均の入所率ですとか、そういったのも今後少し一緒になって数字も見せていただくと私たちも本当に施設としてどのくらい必要だっというのがきちんと見えてくるんですけれども、そのあたりの数字っていうのは集計できますでしょうか。

青木福祉課長 当然入所者数や施設の数とかそういったものは計画の中に必要になってきますので、またこの委員会等にもお示しさせていただきます。

渡辺委員 できればまた次回までにそういった今現在の数値とそれから推移、5年くらいの推移をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

青木福祉課長 先ほどと同じ答弁になりますけれども、現在分析している最中ですので職員も非常に頑張っているところであり、また、国からのガイドラインが遅れているということもありますので、できるだけ早くわかり次第お示しさせていただくということでご了解いただきたいと思っております。

渡辺委員 地域包括ケアシステムをつくる上で担当とそれから医療と介護が一体になってしなければいけないというふうになりました。それで、どこが責任を持つかというところが今魚沼市はどのようになっておりますか。

青木福祉課長 当然福祉課だけでできる計画ではありませんので、現段階では健康課と打ち合わせをした中で、それにまた必要とする例えば都市整備室ですとか、そういったところを含めて行くか健康課と打ち合わせをして進めていく予定でございます。

渡辺委員 第6期の介護保険事業計画は今年度中につくらなければいけませんので、統合したシステムというか、庁内の検討する部署というのはすごい大事だと思うんですけれども、いつごろできる予定ですか。

青木福祉課長 まだ健康課と近々打ち合わせをすることが決まっているだけですので、そういったプロジェクト・チームがいつできるかというようなことは決まっております。

渡辺委員 早急に、本当にせっぱ詰まった状況の中にあるかと思っております。そういうことで了解しました。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

## (9) 閉会中の所管事務等の調査について

関矢委員長 日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

## (10) その他

関矢委員長 日程第10、その他を議題とします。執行部から報告事項等がありますか。

森山教育次長 堀之内小学校の給食調理場及び堀之内放課後児童クラブの改築についてお話をさせていただきたいと思います。このことについては、堀之内小学校給食調理場は建築から43年以上、今現在放課後児童クラブが入っている堀之内子育て支援センターは建築から35年以上が経過しております。いずれの施設も老朽化が著しく進んでいる状況にありますので、こうしたことから今現在の堀之内小学校給食調理場を解体撤去し、同じ場所に1階を給食調理場、2階を堀之内放課後児童クラブを併設した施設の建設を行うものでございます。工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3本に分けて発注となります。建築工事の予定価格が1億5,000万以上となりますので、議会提出案件となります。入札が今月の26日に行われる予定なので、定例会の最終日に提案させていただきたいと思っております。理由ですけれども、入札日が26日になったことにつきましては、放課後児童クラブ整備費補助金の内示が6月5日にごございました。この内示の日以降でないに入札の公告ができないということがございまして、6月6日に入札の公告をさせていただいて20日の公告期間を設け26日に入札ということでお願いしたいということです。よろしく願いいたします。

関矢委員長 これから質疑を行います。

遠藤委員 本体工事は1億5,000万を超えて議決案件なんですけれども、解体工事や仮設につきまちは、大分前から工事が始まっております。本来でありますと、一体工事という中で一連の流れで進んでいることは事実だと思いますので、やはりもう少し情報提供といえますか、進捗について早めに委員会等に報告が必要だと思いますがいかがですか。

森山教育次長 大変後手に回って申し訳ないと思っております。委員会への説明につきましては、今後こういうことがないようにしていきたいと思っております。大変申し訳ありません。

渡辺委員 この図面について確認させていただきたいのですが、1枚目のところに廊下が小学校とつながっていて、学童のほうには真ん中の階段を使って2階に上がることになるのでしょうか。

森山教育次長 そのとおりです。

渡辺委員 そうしますと、子どもたちの放課後の移動と、それからその後の帰るときの玄関ですとか、子どもたちの流れというのはどういうふうになりますでしょうか。

森山教育次長 子どもたちは児童玄関から1回外に出ていただいて、この入口から中に入るという流れです。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13 : 29)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 30)

関矢委員長 休憩前に引き続き再開します。ほかにありませんか。

森島委員 各学校のことにも若干触れさせていただいんですけども、給食の食品残渣はど  
ういう処理をしていますか。

森山教育次長 今は一般の生ごみ扱いです。

森島委員 今後もそういう形でやられますか。

森山教育次長 今回の堀之内小学校の調理場については、給食残渣の堆肥化を考えています。  
機械を調理場のちょっと外になるんですが、そこに設置をして給食残渣を投入して堆肥を  
つくり、学校の畑や花壇に使用できる仕組みを考えています。

森島委員 そうすると、この工事の中には入っていないと解釈してよろしいのでしょうか。

森山教育次長 現在の改築工事とは別に考えています。

森島委員 ほかの小中学校についても、教育委員会としてはそういう考え方でしょうか。

森山教育次長 全ての学校でできればよいのですが、やっぱり置く場所が必要になりますの  
で、どこの調理場でもすっと置けるというところではありません。それで、今回は堀之内  
小学校の調理場と井口小学校も改築しますので、そういったところは順次入れていきたい  
と考えております。

大平委員 レイアウトはこのとおり決定しているということですか。

森山教育次長 現場のほうと十分詰めて、現場が動きやすい形ということで考えさせていた  
だきました。

大平委員 給食センターなので移動を考えていると思いますが、その辺は今後の予定  
ですか。

森山教育次長 この学校については自校方式ですのでセンター方式ではありません。

大平委員 これはいずれそれを考えている設計ですか。それとも考えていませんか。

森山教育次長 堀之内小学校のある場所が住宅地で用途区域に指定されています。センター  
方式となると一般の工場扱いになりますので、この場所にはそういった施設を建てられ  
ないことになっています。

関矢委員長 しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (13 : 36)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (13 : 37)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) これで質

疑を終わります。本件についてはこれで終わります。執行部からほかにありませんか。

森山教育次長　もう1点、ひかり保育園の統合について、26年末の統合に向けて調整を進めているというお話を昨年11月の本委員会でお話をさせていただいたところであります。その後、昨年の11月から保護者、地元で26年度末で統合するという方針を説明をして意見交換を実施しております。今年になってからは、5月14日に保護者役員会、5月20日に保護者全員に市の方針を説明させていただきました。それを受けて6月13日には保護者だけで意見交換をしたと聞いております。その結果を踏まえて再度6月18日に保護者と私どもと意見交換をさせていただきました。その中では、やはり存続を希望するという意見が多くありましたし、利用するかどうかは別として保育園の選択肢としてひかり保育園を存続してほしいというご意見もありました。これは、ある程度の規模の保育園と小規模の保育園両方を存続させて、保護者が選べるようにしたらどうかという意味合いの発言だったと思っております。18日の意見交換の最後に保護者の皆様に、言えなかった意見ですとか大勢の前で発言できない内容もあるかもしれませんので、自由記述の様式で用紙をお配りして、実はきのうまでに提出していただきたいというお話をしておいたんですが、きのう現在で9通くらい届いています。全部集まっている状況ではないですが、集まり次第内容を集約して、その結果に基づいて再度協議させていただきたいと思っております。以上、経過報告です。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　今ほど保護者の方のほうからは大規模、要は統合したつくし保育園に行く方と、それから小規模としてひかりをその場所に残すのであれば、これからの世代の人が利用するかしないかは別にしてそういう選択肢も残してほしいという意見だったということですか。

森山教育次長　そういう意見もあったということです。

渡辺委員　27年から子ども・子育て支援法が入りますと、小規模保育も、認可外保育ですね、国県の補助金が入ってできるようになるんですけども、そのあたり市としてはそういった要望を受けていけるような予算的なこと、人力的なことなどありますが、可能性としてはいかがでしょうか。

森山教育次長　まさに今その計画を検討している最中ですので、ここで私のほうで可能性についての言及は避けたいと思いますが、今ほど言われた小規模保育ですとかは、やはり未満児を対象にしてということがありますので、あくまでも国の制度を使いながらどういうすみ分けができるかというのを今総合的に検討しているところですので、その結果を待ってからとさせていただきたいと思えます。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。執行部からほかにありませんか。

星教育長　教育委員会制度の改革について、先日の参議院で法案が通過しましたので、その概要について皆さんも新聞等でご存じだと思いますけれども、私どもが知っている内容について少し説明させていただきたいと思えます。今回の法案は、地方教育行政の運営に関する法律の一部改正ということになりますけれども、一部とはいっても実際は大がかりな改正になっているということでもあります。まず、教育行政の責任の明確化ということで、教

育委員長を廃止し、教育長を教育委員会の責任者とする。それから、教育長の任期は3年とするとなっております。それから、新たに総合教育会議を新設しまして、市長、教育委員5名、計6名で構成し、市長が会議を主宰する。当魚沼市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を協議、調整する会議となる。それから、細かいところでは国の地方公共団体への関与の見直しということで、児童生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態への対処の必要がある場合には、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができる。従来は指導、助言にとどまっていたものが指示ができることと改正されました。その他でありますけれども、現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職すると。教育委員会は政治的中立性、継続性、安定性確保のため、引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。平成27年4月1日から施行するとされております。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（13：46）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（13：58）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終わります。本件については、これで終わります。ほかにありませんか。（なし）

渡辺委員　高野議員の一般質問に対する市長の答弁で、今後保育所の民営化について検討を始めるという発言がありました。これにつきまして、今後の方針ですとか見通しですとか、教育長のほうでお考えがありましたら教えてください。

星教育長　先ほどの次長の説明にもありましたように、子ども・子育て会議の中で話題になると思いますので、私のほうで具体的な考えは持っておりません。今後の検討にさせていただきますと思います。

関矢委員長　ほかにありませんか。（なし）なければ、これでその他を終わります。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（13：59）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：18）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思っております。本日の福祉文教委員会は、これで閉会します。

閉　　会（14：19）